

○事件指導及び公判対策等推進要綱の制定について

(平成6年9月20日例規第31号)

この要綱は、適正かつち密な捜査を推進するため、捜査の着手から起訴、結審に至る一連の捜査、公判手続における事件指導及び公判対策その他必要な事項を定めたものです。